平成２４年（フ）第３８５号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地　大森西住宅６棟406号
破産者　野々部　晃
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７７号
京都市西京区桂上野東町51番地　ラビリント川島502
破産者　岩城　亮次
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１７号
広島市安佐南区大町東１丁目８番25―705号
破産者　亀井　丈治
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８３号
広島市中区西川口町17番26―201号
破産者　市村　直人
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２０号
広島市安佐南区沼田町伴7558　第３石ヶ原荘１号、住民票上の住所神奈川県秦野市今泉1297番地
破産者　Ｍ．Ｔ．Ｋサービスこと　上川万喜男（旧姓萩野）
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４００号
開始決定時の住所北海道上川郡鷹栖町北野東２条１丁目10番７号
破産者　梅津　勝雄
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
北海道旭川市川端町３条７丁目４番１号　川端３・７ハイツ106
破産者　春名　昭宏
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８３号
盛岡市高松３丁目11番30―101号、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森111―１　レオネクストぱーきんぐ202号
破産者　堀切　　勝（申立時の姓阿部）
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４８号
盛岡市黒石野２丁目７番12号　グランドメゾンＡ203号
破産者　長谷川厚子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８４号
盛岡市上田堤１丁目20番33号　コーポ司202号、旧住所盛岡市三ツ割字鉢ノ皮45番地23
破産者　髙橋亜也子（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１１号
宮城県石巻市吉野町２丁目２番20号　コーポマルサＣ棟203号、開始決定時の住所宮城県石巻市湊字鹿妻山１番地18
破産者　日野　敏勝
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２６４２号
横浜市港北区綱島西６丁目14番５号
破産者　中澤　　淳
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０２号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目８番４－１号
破産者　鬼塚　惠子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５号
富山県富山市稲荷元町１丁目２番８号、開始決定時の住所富山県砺波市豊町１丁目16番24号
破産者　堀田　　武
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１６７号
富山県氷見市稲積645番地１
破産者　ガレージドルフィンこと　川口　治孝
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２６号
金沢市額谷１丁目64番地１　メゾン高木202号、従前の住所石川県白山市河内町きりの里73番地
破産者　小橋　良一
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９６号
岐阜県養老郡養老町栗笠468番地
破産者　清水　秀明
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
宮崎県都城市年見町３街区４号　第８年見マンション867号
破産者　畠　衛次郎
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９１号
愛媛県松山市土居田町217番地６　ホワイトコーポ松浦203号
破産者　森　　信基
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部